



2026年6月29日

各位

会社名 ニフティライフスタイル株式会社  
代表者名 代表取締役社長 成田 隆志  
(コード：4262、東証グロース)  
問合せ先 取締役 常務執行役員 浅野 雄太  
(TEL：03-5937-3567)  
<https://www.niftylifestyle.co.jp/>

### 支配株主等に関する事項について

当社の親会社であるニフティ株式会社及び株式会社ノジマについて、支配株主等に関する事項は以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等  
(2026年3月31日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券等が上場されている 金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
ニフティ株式会社	親会社	65.3	—	65.3	—
株式会社ノジマ ※	親会社	—	65.3 (間接保有)	65.3	株式会社東京証券取引所 プライム市場

※ 株式会社ノジマはニフティ株式会社の完全親会社であります。

2. 親会社等のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の名称及びその理由  
名称：ニフティ株式会社  
理由：当社の議決権の 65.3%を直接保有しており、同じインターネットセグメントに属する事業を営む会社であるため。
3. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係
- ① 親会社等の企業グループにおける位置付け  
当社は、ニフティ株式会社を中心とする株式会社ノジマグループのインターネット事業セグメントにおいて、WEB サービス事業の更なる成長を担う企業として位置付けられております。
- ② 親会社等の企業グループとの取引関係  
株式会社ノジマとの間では、温泉プレミアムの共同販売及び広告運用サービスの取引を行っております。また、ニフティ株式会社との間では、当社の社名及びサービス名等への「ニフティ」ブランドの使用（商標権）、サブドメインの運用管理及び広告運用サービスの取引等を行ってお

ります。いずれも取引価格については市場での販売価格等を勘案して決定しております。

③ 親会社等の企業グループとの人的関係

2026年6月26日現在における当社の役員10名（取締役7名、監査役3名）のうち、当社の親会社等またはそのグループ企業の役員を兼ねる者は以下の2名であります。

なお、現時点において親会社等との間にその他従業員の出向等の関係はございません。

役職	氏名	親会社等での役職	就任理由
取締役 (非常勤)	林 丈博	ニフティ株式会社 ：取締役兼専務執行役員	豊富な経営戦略業務の経験から、当社経営に関する助言を得ることが期待できるため
取締役 (非常勤)	桑畑 治彦	株式会社ストリート※ ：代表取締役	デジタルマーケティング支援領域及びDX支援領域における経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、当社事業に関する助言を得ることが期待できるため

※ 株式会社ストリートは株式会社ノジマの子会社であります。

④ 親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約等

株式会社ノジマの事業セグメントは、「デジタル家電専門店運営事業」、「キャリアショップ運営事業」、「インターネット事業」、「海外事業」、「プロダクト事業」、「メディア事業」、及び「その他」となっており、インターネットセグメントに、株式会社ノジマの100%子会社であるニフティ株式会社及び当社が定義されております。

また、ニフティ株式会社は、「ネットワークサービス事業」並びに「WEB サービス事業」を展開しております。ニフティ株式会社における「WEB サービス事業」は、@nifty 会員向けのサービス展開を軸としており、一方で当社における「WEB サービス事業」は、@nifty 会員に限らないユーザー向けのサービス展開を軸としており、事業の棲み分けができていることから事業上の制約等はありません。

⑤ 親会社等からの一定の独立性の確保に関する考え方及びそのための施策

当社グループは、親会社等からの独立性を確保する観点から、社外取締役3名、社外監査役2名を選任しております。また、東京証券取引所の定める独立役員5名を指定しております。

親会社等の企業グループとの関連当事者取引については原則として行わない方針としておりますが、取引理由の合理性及び取引条件の妥当性が確認でき、当社の利益や株主共同の利益が損なわれる状況にないと認める場合には、関連当事者取引管理規程に基づき取引開始時に取締役会にて審議し、また継続取引についても1年に1度その内容について確認がなされています。

また、ガバナンス強化の観点から指名報酬委員会規程を制定するとともに、独立社外取締役を委員長とする任意の指名報酬委員会を設置し、取締役の指名と報酬の決定を行っております。

これらのことから、当社グループの経営上の重要事項につきましては、当社グループ独自の経営判断に基づき業務執行を行っており、親会社等からの独立性は確保されております。

⑥ 親会社等からの一定の独立性の確保の状況

当社はグループ内で独自の事業を担う存在として棲み分けを実現しております。親会社との間で存在する取引については、取引理由の合理性及び取引条件の妥当性を取締役会で十分に検証した上で、取引を行っております。

役員については、助言を得る目的で親会社等からも招聘しておりますが、社外からも広く人材を集め、当社内の指名報酬委員会にて取締役の指名と報酬を決定しております。

以上のことから、当社の親会社からの独立性は確保されているものと認識しております。

#### 4. 支配株主等との取引に関する事項

当社の親会社であるニフティ株式会社の所有株式の議決権比率は過半数となることから、支配株主に該当いたします。(なお、ニフティ株式会社は株式会社ノジマの完全子会社であることから、株式会社ノジマも同様に支配株主に該当いたします。) 上記3. ②親会社等の企業グループとの取引関係に記載の取引関係がありますが、取引金額が当社の連結売上高に占める割合が僅少であるため、記載すべき重要な事項はありません。

#### 5. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は、親会社等との取引を含めた関連当事者取引は原則として行わない方針です。ただし、取引を行う場合は取引の合理性（事業上の必要性）及び取引条件の妥当性が確認でき、当社の利益や株主共同の利益が損なわれる状況にないと認める場合には、事前取締役会で客観的、公正に判断した上で、通常一般の取引条件により行うこととしております。

また、毎事業年度末時点で取引が継続している関連当事者取引については、同様にその取引継続の合理性及び取引条件の妥当性、当社の利益や株主共同の利益が損なわれる状況にない事を事業年度開始後最初に開催する取締役会において報告、確認しております。加えて、監査役による事前確認や牽制、内部監査における確認項目とすることで取引の適正性を確保し、少数株主の保護に努めております。

以 上